副詞「さらに」の用法と文体的意味

――舩城俊太郎氏の疑問に答えて――

藤井俊博

先に『国語学』一七三集に掲載された拙稿「今昔物語集の文体と法華験記――『更ニ無シ』をめぐって――」（以下、旧稿と呼ぶ）に対し、舩城俊太郎氏から、同誌一七四集の「短信」欄に、意味のとらえ方や数値の問題について、疑問点が寄せられた。これには、稿者の考え方が十分理解されていないと思われる点があり、また、稿者の不手際もあったので、改めて、舩城氏の示された疑問点に答えるとともに、「さらに」を通して、『今昔物語集』の文体形成に対する稿者の展望を述べさせていただくことにした。

一　副詞「さらに」の用法

まず、舩城氏は、稿者が情態副詞的とした「さらに」の例のみならず、平安期の和文に見られる用例の大半が「いっこうに」の意味の陳述副詞に解せるとし、稿者が和文の用法を概ね情態副詞としたのは、自己の論理を優先した安易な解釈であるとされた。

ここでまず、論の前提として、旧稿で引いた田中敏生氏の論にもあるように、副詞の中で否定語を修飾するものには、否定判断に関わる陳述副詞の側面と、あることが認められないというそのあり方に関わる情態副詞の側面とがあり、この両側面は、同時に含まれ得る機能的側面である（旧稿7頁）ことを確認しておきたい。従って、「さらに」が、「状況の不変」を表す情態副詞であるか、「決して」の意味の陳述副詞であるかは、文脈によって規定されると考える。

ところで、「状況の不変」の表現は、まだ生じていない事態が新しく生じることがないという場合（「事新しく～ない」）と、既に生じている事態がそれ以上にならないという場合（「それ以上～ない」）とに分けて考えられる。まず後者の例から挙げよう。

○恋しとはさらにもいはじ下紐の解けむを人はそれと知らなむ
（『伊勢物語』百十一段）

右の例は、男の「いにしへはありもやしけん今ぞ知るまだ見ぬ人を恋ふるものとは」という歌に対して、女が「下紐のしるしとするも解けなくにかたるがごとは恋ひずあるべき」と返したのを承けて、「それ以上・二度と）恋しいとは言うまい」と言ったものである。

次に、舩城氏が挙げられた『源氏物語』の例は、氏が「それ以上」の訳が当らないとされた例であるが、これは既に存する事態がない場合であるから、前者の「事新しく」の意味で解釈すべき例である。

○その年の夏、御息所、はかなき心地に患ひて、まかでなむとし給ふを、暇さらに許させたまはず（桐壺）

○手車の宣旨などのたまはせても、又、いらせたまひては、さらにえ許させ給はず（同）

これらの例では、否定を強めるという機能的な側面があるのも確かであるが、「まかでなむとし給ふを」「のたまはせても」が逆接的内容となり「……（それにも関わらず）、新しくは～ない」というニュアンスが現れている。実は、舩城氏が陳述副詞と解する根拠として注釈類の解釈から援用された「どうしても・いっこうに」などの語もこのような文脈で用いることが多い。これらは、現代語では、すべて「いくら怒っても、さらに（さらさら・どうしても・いっこうに）言うことを聞かない」のように用いられて、「状況の不変」を表していると解せるのである。また、現代語の「全然」「ちっとも」「さっぱり」なども、頻度ゼロと言うコトガラ的な面に関わると見るべきことが指摘されている（『ケーススタディ日本文法』石神照雄　桜楓社）が、これらの語とともに、否定的内容にかかる情態副詞として位置付けることができると考える。旧稿では和文の「さらに」を情態副詞に解釈すべき傍証を五点ほど挙げておいた（10～11頁）が、この他、「さらにもいはず」（今更・事新しく言うまでもない）のような慣用句が相当数あることからも、平安期の和文では単なる否定判断の強調と意識されていたとは考えにくい。

これに対して、漢文や『今昔物語集』の例は、人物の性格や事柄についての判断を強める陳述副詞として解釈できるものである。

○今昔、天笠ニ一人ノ人有リ、名ヲバ和羅多ト云フ。其ノ父母、家大ニ富テ財宝豊ニシテ更ニ乏キ事无シ。（『今昔物語集』　一・25）

○「定メテ知ヌ、此レ我ガ位ヲ継ガ為ニ仏神ノ給タル者也。況ヤ、者ノ躰ヲ見ルニ、更ニ只者ニ非ズ」（『今昔物語集』　二・26）

これらを「それ以上・事新しく・いっこうに」などとは訳せず、「決して・絶対に～でない」という否定判断であると思われる。

旧稿の主旨は、「さらに」が、平安期の漢文訓読体と和文体とで、各々、陳述副詞の場合と情態副詞の場合とに偏って出現することを指摘することにあった。従って、稿者が情態副詞用法が和文に多いとしたことは、舩城氏が和文の用法を「いっこうに」と解されたことと、このような意味において、かえって符合するのである。

二　『法華百座聞書抄』での用法と文体的意味

次に、舩城氏は、稿者が平安期の和文の「さらに」を概ね情態副詞と考えたのに対し、『宇治大納言物語』等の十一世紀の和文の説話に陳述副詞用法が認められることを指摘された。また、稿者が旧稿の注21で『法華百座聞書抄』に「さらに」が一例も無いとし、それを踏まえて、『今昔物語集』の文体を僧侶の口頭語を基盤とした新しい文体と見る舩城氏の説を否定するような記述をしているが、索引によれば十七例があることを指摘された。この例数の食い違いは、稿者の索引項目の見落としが原因である。不注意というには大きすぎるミスであるが、氏の指摘通りに訂正させていただきたい。

しかし、『法華百座聞書抄』のような和文的ないしは口頭語的とされる文献（『宇治大納言物語』も含められよう）に用例があるとしても、これらはやはり漢文訓読語としての意義を持つと解釈できる。なぜなら、『今昔物語集』では他の文にも多く用いられた陳述副詞用法が、同書では、特定人物の会話部分に集中して現れるからである。すなわち、十七例から説話以外の部分で用いた一例を除くと、地の文に六例、会話部分に十例があるが、会話文で、和文のように逆接的内容の句を受けた情態副詞の例は、次の一例のみである。

○「三界ノ惑ヲハ断シタレト、佛ノ功徳サラニエシラス」（オ388）。

その他に、肯定形を修飾する例が一例あり、他の八例はすべて否定表現にかかる用法である。次に、その典型的な例を挙げる。

○エムマノ丁ニナラヒヰタル命官命道シカシナカライフヤウ「コノ女女世界ノ不信ノ男、サラニ一善ヲ修スルコトナシ。罪業ノミアルモノナリ。トク地獄ヘヰテマカレ」トイフニ。（オ42）

○「コノ男ハ功徳アルモノナリ。我ニユルセ」トコヒウケタマフ。エムマ王「サラニサルコトサフラハス。地獄ヘツカハスヘキモノナリ」ト申スニ（オ44）

○獄卒オトロキテ「此ノ毒イハ、サラニ一善ナキモノナリ。ナニノユヘニコヒウケ給フソ」トイフニ（オ65）

これらを、情態副詞的に「いっこうに」と訳すると、その時にあることを為さないという意味になってしまい、文脈に合わない。右の「サラニ（実質名詞）ナシ・サラニ（スルコト）ナシ」の形式は、旧稿で指摘したように、漢文の「更無～」に基づく陳述副詞用法であり、これによって否定判断を強めていると考えられる。すなわち、「一善を修せず」「さることさぶらはず」「一善なし」などという表現を、「一つの善を行なうことさえ決してない」「そんなことは断じてありません」「およそ善がない」と、強調したのである。

これに対して、地の文の六例中四例は、次のように逆接の句を承けた情態副詞の用例である。

○目連シハシハ「世間ハ无常ナリ。タゝ佛ニシタカヒタマハムコソ吉キ事ナレ」ナムトノタマヒシカトモ、更ニタテマツラムトモナカリケルニ、……（オ227）（他は、オ175・オ269・ウ102）

残る二例の中、一例は「オヒモテユクニ、サラニヲヒツクヘクモナク」（オ237）のように、「いっこうに」で解釈できる。残る一例「海ニムカヒテ、竜王ヲセメ給ニ、雷電シヒラメキテ、サラニチカラオヨヒ給フマシ。国王ナケキ給ニ」（ウ205）が、例外的に陳述副詞にも解せる例としてあるのみである。

以上のように、地の文の例がほぼ和文用法に限られるのに対して、会話部分は、漢文訓読的用法が多く占めている。このような傾向に関して、犬飼隆氏は、『法華百座聞書抄』の文章は和文語を主体としているが、会話文で人物の雰囲気を出したり、地の文で話を盛り上げたりするために漢文訓読語を用いていることを指摘された（犬飼隆「説話のことば」『国語国文論集』第十三号　昭和五十九年三月）。冥官・閻魔・獄卒などの会話部に「さらに」の陳述副詞用法が見られたことは、このような意図的な演出の一つとも考えられよう。

『法華百座聞書抄』は、説教の生の姿を写したものとして貴重なものであるが、「台本語り」などの事情を想定すれば、その言語上の性質は、文章語的な面を含むと考えられる。また、右のように、語りの演出として意図的に漢文訓読語などの文章語を混入させたことも考えられる。これらを否定しなければ『法華百座聞書抄』の用例を口頭語の実態を反映したものとは言えないのではなかろうか。

稿者は、ある作品の文体は、作者の読み馴れた文献の文体に影響を受けつつ、そこに独自の創造面を加えて成り立つという文体観に立つ。従って、舩城氏の言われるような口頭語を基盤にした新しい文体があったとすれば、その文体の創造的側面を評価すべきであるが、それには過去の文章語の影響ではないことの証明が必要である。また、仮に、口頭語の影響であると言えたとしても、それが漢文訓読語とされるものであれば、その源となった漢文の性質を僧侶の言語生活から探る必要も出てくる。すなわち、ある個人の文体を研究するには、既成の文章、それも作者の机上に存した文献を探るがごとき態度が必要であると考えられる。その観点から、稿者は、『法華験記』を『今昔物語集』の文体の源の一つと考えたのであるが、今後は、別の観点からも、この点を実証していきたいと考えている。

――京都橘女子大学助教授――

（平成五年十月二十二日　受理）
（平成六年一月十一日　改稿受理）